

大分県地域防災計画修正案

新 旧 対 照 表

事故等災害対策編	第 3 部 共通する災害応急対策・・・・・・・・・・ P 1 第 4 部 共通する災害復旧・復興・・・・・・・・・・ P 30 第 5 部 各種災害対策・・・・・・・・・・ P 31
----------	---

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
第1章 災害応急対策の基本方針等 第2節 県民に期待する行動 4 災害対応社員等の家族の安否確認 (略) 【災害時の安全確認方法の例】 ・災害用伝言ダイヤル（NTTの「171」・<u>「災害用ブロードバンド伝言板171」</u>など）の利用	第1章 災害応急対策の基本方針等 第2節 県民に期待する行動 4 災害対応社員等の家族の安否確認 (略) 【災害時の安全確認方法の例】 ・災害用伝言ダイヤル（NTTの「171」・<u>「災害用伝言板（web171）」</u>など）の利用

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
第2章 活動体制の確立 第1節 組織 2 災害発生時における県の組織体制 (略) (3) 災害対策本部 イ 災害対策本部 (略) (二) 処理すべき主な事項 (略) f. 各部の主な処理事務 【被災者救援部】 ・避難所開設 ・運営への協力・支援 ・避難所における被災者からの要望状況の把握 ・ボランティア活動に関する情報の一元管理 ・大分県ボランティア・市民活動センター等との連絡調整及び情報の共有 ・ボランティアの要請及び派遣についての調整 ・廃棄物の処理方法及び集積場所についての助言及び情報提供 ・消費生活相談所の開設 ・生活関連物資の価格調査及び監視 ・被災した留学生等の在住外国人や外国人観光客等への情報提供・支援 (略) 【福祉保健医療部】	第2章 活動体制の確立 第1節 組織 2 災害発生時における県の組織体制 (略) (3) 災害対策本部 イ 災害対策本部 (略) (二) 処理すべき主な事項 (略) f. 各部の主な処理事務 【被災者救援部】 ・避難所開設 ・運営への協力・支援 ・避難所における被災者からの要望状況の把握 ・ボランティア活動に関する情報の一元管理 ・大分県ボランティア・市民活動センター等との連絡調整及び情報の共有 ・ボランティアの要請及び派遣についての調整 ・廃棄物の処理方法及び集積場所についての助言及び情報提供 ・消費生活相談所の開設 ・生活関連物資の価格調査及び監視 ・被災した留学生等の在住外国人や外国人観光客等への情報提供・支援 ・<u>水道被害状況の把握</u> ・<u>給水車の調整</u> (略) 【福祉保健医療部】

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
・救急医療体制の確立 ・災害派遣医療チーム（DMA T）、災害派遣精神医療チーム（D P A T）、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）、災害派遣福祉チーム（D W A T）等の派遣 ・<u>医療支援チーム、保健活動チーム（保師及び事務職員等で構成するチーム。以下同じ。）等の派遣</u> （略） ロ 地区災害対策本部 （略） （二）処理すべき主な事項 （略） （保健所班） ・社会福祉施設、医療施設、毒劇物施設の被災状況、指定避難所の開設状況ほか、医療救護・保健衛生活動に必要な情報の収集 ・救急医療活動の調整 ・医薬品及び衛生資材の調達・確保 ・<u>医療支援チーム、保健</u>活動チームのローテーションや活動の調整 （略） <u>（総務班）</u> ・管轄地区内の被害・応急対策状況等の情報の収集、取りまとめ及び本部総合調整室への報告 ・災害関連、避難、要配慮者、交通、地域の安全、物価等に係る各種情報の受信・提供 ・義援物資の受付品目・送付場所の情報提供 ・市町村災害対策本部との連絡調整	・救急医療体制の確立 ・<u>保健医療福祉活動チーム</u>（災害派遣医療チーム（DMA T）、災害派遣精神医療チーム（D P A T）、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）、災害派遣福祉チーム（D W A T）、<u>医療支援チーム、保健師等チーム等</u>）の派遣（略） ロ 地区災害対策本部 （略） （二）処理すべき主な事項 （略） （保健所班） ・社会福祉施設、医療施設、毒劇物施設の被災状況、指定避難所の開設状況ほか、医療救護・保健衛生活動に必要な情報の収集 ・救急医療活動の調整 ・医薬品及び衛生資材の調達・確保 ・<u>保健医療福祉</u>活動チームのローテーションや活動の調整 （略） <u>（庶務班）</u> ・管轄地区内の被害・応急対策状況等の情報の収集、取りまとめ及び本部総合調整室への報告 ・災害関連、避難、要配慮者、交通、地域の安全、物価等に係る各種情報の受信・提供 ・義援物資の受付品目・送付場所の情報提供 ・市町村災害対策本部との連絡調整

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
(略) 11 <u>西日本電信電話</u>（株）大分支店災害対策本部 (略) (3) 設置場所 <u>西日本電信電話</u>（株）大分支店内 第2節 動員配備 2 県の動員配備体制 (略) 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達 3 県の災害情報・被害情報収集・共有体制 (1) 災害情報・被害情報の収集体制の確立 (略) ヌ 災害対応支援システムの活用 地区災害対策本部や市町村は被災状況等を災害対応支援システムに入力するとともに、総合調整室情報収集班は、災害対応支援システムにより市町村や地区災害対策本部等から災害情報・被害情報を収集し、被災状況等の把握を行う。 (略) ヲ その他	(略) 11 <u>NTT 西日本</u>（株）大分支店災害対策本部 (略) (3) 設置場所 <u>NTT 西日本</u>（株）大分支店内 第2節 動員配備 2 県の動員配備体制 (略) <u>(7) 総務部人事課は、各所属と連携して災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</u> 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達 3 県の災害情報・被害情報収集・共有体制 (1) 災害情報・被害情報の収集体制の確立 (略) ヌ 災害対応支援システム<u>等</u>の活用 地区災害対策本部や市町村は被災状況等を災害対応支援システムに入力するとともに、総合調整室情報収集班は、災害対応支援システムにより市町村や地区災害対策本部等から災害情報・被害情報を収集し、被災状況等の把握を行う。 <u>また、必要に応じ消防庁に被害情報を連絡するとともに、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を通じて関係省庁等とも共有する。</u> (略) ヲ その他

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
大規模災害発生直後は、被災市町村からの情報入手が困難な状況になることが想定されるため、SAR衛星を含む人工衛星や高所監視カメラ、またSNSを活用した情報収集・分析など、多様な手段により情報収集を行う。 (2) 災害情報・被害情報の収集・伝達の特例 (ト) 電気、上・下水道、電話、ガスの被害及び応急対策の状況に関する情報 九州電力㈱大分<u>支社</u> <u>西日本電信電話</u> (株) (略) (3) 総合的な被害状況等及びこれに対し採られた措置の概要については、おおむね次の系統により収集するものとする。 ・ <u>西日本電信電話</u> (株) 大分支店 ・ 九州電力 (株) 大分<u>支社</u> 第5節 災害救助法の適用及び運用 4 応急救助の実施基準 (1) 救助の程度及び期間 <u>(図表)</u> (2) 応急救助の委任 イ 知事は、必要な場合、救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任することができる。 ロ 情報提供 <u>(図表)</u>	大規模災害発生直後は、被災市町村からの情報入手が困難な状況になることが想定されるため、SAR衛星を含む人工衛星や高所監視カメラ、またSNSを活用した情報収集・分析など、多様な手段により情報収集を行う<u>とともに、収集した画像情報について、防災IoTシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努めるものとする。</u> (2) 災害情報・被害情報の収集・伝達の特例 (ト) 電気、上・下水道、電話、ガスの被害及び応急対策の状況に関する情報 九州電力㈱大分<u>支社</u> <u>NTT 西日本</u> (株) (略) (3) 総合的な被害状況等及びこれに対し採られた措置の概要については、おおむね次の系統により収集するものとする。 ・ <u>NTT 西日本</u> (株) 大分支店 ・ 九州電力 (株) 大分<u>支店</u> 第5節 災害救助法の適用及び運用 4 応急救助の実施基準 (1) 救助の程度及び期間 <u>(図表) ※最新の状況に更新</u> (2) 応急救助の委任 イ 知事は、必要な場合、救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任することができる。 ロ 情報提供 <u>(図表) ※最新の状況に更新</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
第6節 市町村への支援 市町村行政の中枢が被害を受けその機能が麻痺した場合などにおいて、県は本節に記載する体制で市町村を支援することとする。 なお、災害時に被災市町村が受援を要する業務やその必要人数及び県や応援可能市町村の応援可能人数について、<u>平常時</u>から県と市町村の間で情報を共有し、災害時に備えることとする。 1 市町村における応急対策に関する状況把握等 大規模な災害が発生した場合においては、地区災害対策本部から市町村へ職員を積極的に派遣する等の対応をとることにより、市町村の支援を行い、被災者への迅速な応急対策を図るものとする。 (1) 市町村における応急対策に関する情報収集 地区災害対策本部庶務班は、積極的に市町村に職員を情報連絡員として派遣し、被害の規模、市町村の体制等を把握するとともに、被害情報の連絡体制を支援する。 (略) (4) 県災害対策本部による情報連絡員の派遣 (1)のほか、県災害対策本部は、必要と認める場合、市町村に情報連絡員を派遣し、被害の規模、市町村の体制等を把握するとともに、災害時緊急支援隊の派遣の検討や、派遣に向けた調整を行う。 2 市町村への支援 1で支援が必要と判断された場合、災害対策本部総務班を調整拠点とし、おおむね以下の支援を行う。<u>なお、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u>	第6節 市町村への支援 市町村行政の中枢が被害を受けその機能が麻痺した場合などにおいて、県は本節に記載する体制で市町村を支援することとする。 なお、災害時に被災市町村が受援を要する業務やその必要人数及び県や応援可能市町村の応援可能人数について、<u>平時</u>から県と市町村の間で情報を共有し、災害時に備えることとする。 1 市町村における応急対策に関する状況把握等 大規模な災害が発生した場合においては、地区災害対策本部から市町村へ職員を積極的に派遣する等の対応をとることにより、市町村の支援を行い、被災者への迅速な応急対策を図るものとする。 (1) 市町村における応急対策に関する情報収集 地区災害対策本部庶務班は、積極的に市町村に職員を<u>地区</u>情報連絡員として派遣し、被害の規模、市町村の体制等を把握するとともに、被害情報の連絡体制を支援する。 (略) (4) 県災害対策本部による<u>本庁</u>情報連絡員の派遣 (1)のほか、県災害対策本部は、必要と認める場合、市町村に<u>本庁</u>情報連絡員を派遣し、被害の規模、市町村の体制等を把握するとともに、災害時緊急支援隊の派遣の検討や、派遣に向けた調整を行う。 2 市町村への支援 1で支援が必要と判断された場合、災害対策本部総務班を調整拠点とし、おおむね以下の支援を行う。

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
第7節 広域的な応援要請 災害に際し、県単独では応急対策等の実施が困難と認められる場合は、あらかじめ締結した応援協定や国（総務省）の被災市区町村応援職員確保システム等に基づき、この節の定めるところにより迅速・的確な応援要請の手続きを行う。 なお、災害時に被災市町村が受援を要する業務やその必要人数及び県や応援可能市町村の応援可能人数について、<u>平常時</u>から県と市町村の間で情報を共有し、災害時に備えることとする。 第8節 防災ヘリコプターの運用の確立 2 運航管理体制 （1）防災ヘリコプター運航管理の総括は生活環境部防災局長（<u>統</u>括管理者）が行う。 （略） 4 運航体制及び時間 （1）365日体制とする。ただし、運航不能時は<u>5県（熊本・大分・宮崎・鹿児島・長崎）</u>応援協定により対応する。 第9節 自衛隊の災害派遣体制の確立 （略） （3）派遣要請 （略） ハ 総合調整室内の自衛隊連絡幹部等に対して、総合調整室情報収集班は第5節で得た最新の被災情報、交通情報を、また総務班は、活動拠点となり得る場	第7節 広域的な応援要請 災害に際し、県単独では応急対策等の実施が困難と認められる場合は、あらかじめ締結した応援協定や国（総務省）の被災市区町村応援職員確保システム等に基づき、この節の定めるところにより迅速・的確な応援要請の手続きを行う。 なお、災害時に被災市町村が受援を要する業務やその必要人数及び県や応援可能市町村の応援可能人数について、<u>平時</u>から県と市町村の間で情報を共有し、災害時に備えることとする。 第8節 防災ヘリコプターの運用の確立 2 運航管理体制 （1）防災ヘリコプター運航管理の総括は生活環境部防災局長（<u>総</u>括管理者）が行う。 （略） 4 運航体制及び時間 （1）365日体制とする。ただし、運航不能時は応援協定により対応する。 第9節 自衛隊の災害派遣体制の確立 （略） （3）派遣要請 （略） ハ 総合調整室内の自衛隊連絡幹部等に対して、総合調整室情報収集班は第5節で得た最新の被災情報、交通情報を、また総務班は、活動拠点となり得る場

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
所、宿泊・給食の可能性等の情報を提供するとともに、総合調整室情報収集班は、派遣要請事項を所管する災害対策本部各部及び関係市町村に対して、自衛隊へ派遣要請を行った旨の連絡を行う。 第10節 他機関に対する応援要請 1 災害応急対策の実施に必要な協力を求めるため、県が他の都道府県、防災関係機関等と締結している主な応援協定・覚書等は以下のとおりである。 (略) 5 知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、災害対策基本法第70条第3項の規程により指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む）または指定公共機関（指定地方公共機関を含む）に対し、当該機関が実施すべき応急対策の実施を要請するものとする。	所、宿泊・給食の可能性等の情報を提供するとともに、総合調整室情報収集班は、派遣要請事項を所管する災害対策本部各部及び関係市町村に対して、自衛隊へ派遣要請を行った旨の連絡を行う。 第10節 他機関に対する応援要請 1 災害応急対策の実施に必要な協力を求めるため、県が他の都道府県、防災関係機関等と締結している主な応援協定・覚書等は以下のとおりである。 (略) <u>(36) 災害時における車両等の移動協力に関する協定</u> (略) 5 知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、災害対策基本法第70条第3項の規程により指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む）または指定公共機関（指定地方公共機関を含む）に対し、当該機関が実施すべき応急対策の実施を要請するものとする。 <u>上段の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行うものとする。また、指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、上段の応援の要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、応援をすることができる。</u> <u>6 市町村は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編 第3部 各種災害対策

改正前	改正後
<u>6</u> 県公安委員会は、県内において大規模災害が発生した場合において、大分県警察の警備力のみでは対処することが困難であると認めたときは、警察法に基づき他の都道府県警察に対し、災害警備活動にあたる警察災害派遣隊等の援助の要請を行うものとする。 <u>7</u> 県は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察の警察災害派遣隊を受け入れることとなった場合に備え、消防庁、代表消防機関及び警察庁との連絡体制を確保し、活動拠点の確保等受け入れ体制を確保するように努めるものとする。 第15節 交通確保・輸送対策 (略) (4) 輸送手段等の確保 (略) (ロ) 県有車両以外（公益社団法人大分県トラック協会等） a. 車両の確保 公益社団法人大分県トラック協会（以下、「県トラック協会」という。）、ヤマト運輸株式会社九州支社（以下、「ヤマト運輸」という。）、赤帽大分県軽自	<u>応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。</u> <u>上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、都道府県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。</u> <u>7</u> 県公安委員会は、県内において大規模災害が発生した場合において、大分県警察の警備力のみでは対処することが困難であると認めたときは、警察法に基づき他の都道府県警察に対し、災害警備活動にあたる警察災害派遣隊等の援助の要請を行うものとする。 <u>8</u> 県は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察の警察災害派遣隊を受け入れることとなった場合に備え、消防庁、代表消防機関及び警察庁との連絡体制を確保し、活動拠点の確保等受け入れ体制を確保するように努めるものとする。 第15節 交通確保・輸送対策 (略) (4) 輸送手段等の確保 (略) (ロ) 県有車両以外（公益社団法人大分県トラック協会等） a. 車両の確保 公益社団法人大分県トラック協会（以下、「県トラック協会」という。）、ヤマト運輸株式会社九州支社（以下、「ヤマト運輸」という。）、赤帽大分県軽自

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
動車運送協同組合（以下、「赤帽県運送組合」という。）、一般社団法人大分県バス協会（以下、「県バス協会」という。）、一般社団法人大分県タクシー協会（以下、「県タクシー協会」という。）及び由布市災害ボランティアバイク隊（以下、「由布市バイク隊」という。）との間で締結した「緊急・救援輸送に関する協定」（以下「車両協定」という。）第2条第1項に基づき、緊急・救援輸送を実施するうえで応援を必要とするときは、総務班は次に掲げる事項を明示して、文書（別紙1）により要請するものとする。 ただし、文書をもって要請するいとまがない時は、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。 （略） b. 輸送方法 a の要請に基づき、県トラック協会、ヤマト運輸、赤帽県運送組合、県バス協会、県タクシー協会<u>及び</u>由布市バイク隊は協会員等と調整のうえ協会員等の車両により輸送するものとする。 c. 物資の輸送管理等業務に係る応援要請 輸送拠点において、物資の輸送管理等を行ううえで、輸送・物流に関する専門知識を有する者の応援を必要とするときは、総務班が車両協定第2条第2項に基づき、県トラック協会及び赤帽県運送組合に必要な人員の派遣を要請するものとする。 また、<u>協定締結先の事業者等と連携して、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図る</u>よう努める。	動車運送協同組合（以下、「赤帽県運送組合」という。）、一般社団法人大分県バス協会（以下、「県バス協会」という。）、一般社団法人大分県タクシー協会（以下、「県タクシー協会」という。）及び由布市災害ボランティアバイク隊（以下、「由布市バイク隊」という。）、<u>一般社団法人 AZ-COM ネットワーク（以下、「AZ-COM ネットワーク」という。）</u>との間で締結した「緊急・救援輸送に関する協定」（以下「車両協定」という。）第2条第1項に基づき、緊急・救援輸送を実施するうえで応援を必要とするときは、総務班は次に掲げる事項を明示して、文書（別紙1）により要請するものとする。 ただし、文書をもって要請するいとまがない時は、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。 （略） b. 輸送方法 a の要請に基づき、県トラック協会、ヤマト運輸、赤帽県運送組合、県バス協会、県タクシー協会、<u>由布市バイク隊及び AZ-COM ネットワーク</u>は協会員等と調整のうえ協会員等の車両により輸送するものとする。 c. 物資の輸送管理等業務に係る応援要請 輸送拠点において、物資の輸送管理等を行ううえで、輸送・物流に関する専門知識を有する者の応援を必要とするときは、総務班が車両協定第2条第2項に基づき、県トラック協会及び赤帽県運送組合に必要な人員の派遣を要請するものとする。 また、<u>広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、協定締結先の事業者等と連携して物資の受け入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整える</u>よう努める。

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
第16節 広報活動・災害記録活動 2 県の広報活動・災害記録活動の措置 (略) (4) 広報手段等 主たる広報手段及び広報先は次によるものとし、多様な手段を活用する。なお、<u>平常時</u>から活用することにより、災害時においても円滑に利用できるよう努めること。 (略) 4 その他の主要災害対策機関の災害広報の措置 その他の防災関係機関においても当該機関が所掌する事務に関し、自ら積極的に広報活動を行うものとする。特に、九州電力㈱大分支社、<u>西日本電信電話</u>㈱大分支店並びに九州旅客鉄道㈱大分支社をはじめとする公共交通機関においては、その被害状況、復旧状況、運行状況、利用にあたっての留意事項等に関する情報を、県・市町村とも連携を図りながら、以下により迅速・的確に広報する。	第16節 広報活動・災害記録活動 2 県の広報活動・災害記録活動の措置 (略) (4) 広報手段等 主たる広報手段及び広報先は次によるものとし、多様な手段を活用する。なお、<u>平時</u>から活用することにより、災害時においても円滑に利用できるよう努めること。 (略) 4 その他の主要災害対策機関の災害広報の措置 その他の防災関係機関においても当該機関が所掌する事務に関し、自ら積極的に広報活動を行うものとする。特に、九州電力㈱大分支社、<u>NTT 西日本</u>㈱大分支店並びに九州旅客鉄道㈱大分支社をはじめとする公共交通機関においては、その被害状況、復旧状況、運行状況、利用にあたっての留意事項等に関する情報を、県・市町村とも連携を図りながら、以下により迅速・的確に広報する。

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動 第4節 救出救助 (略) (5) 活動調整体制の確立 総合調整室各班及び支援物資部支援物資班、通信・輸送部輸送・調整班、地区災害対策本部は現地での関係機関相互の活動が円滑になされるよう、次の措置を講じる。 イ 地区災害対策本部は情報連絡員を、総務班は災害時緊急支援隊を現地へ派遣する。なお情報連絡員は、地域防災監が、災害時緊急支援隊の隊長・副隊長は防災局長が総務部長と調整の上、事前を選任する。	第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動 第4節 救出救助 (略) (5) 活動調整体制の確立 総合調整室各班及び支援物資部支援物資班、通信・輸送部輸送・調整班、地区災害対策本部は現地での関係機関相互の活動が円滑になされるよう、次の措置を講じる。 イ 地区災害対策本部は<u>地区</u>情報連絡員を、総務班は災害時緊急支援隊を現地へ派遣する。なお<u>地区</u>情報連絡員は、地域防災監が、災害時緊急支援隊の隊長・副隊長は防災局長が総務部長と調整の上、事前を選任する。

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前				改正後			
第5節 救急医療活動				第5節 救急医療活動			
(略)				(略)			
○救急医療活動の実施				○救急医療活動の実施			
□ <u>災害医療対策本部</u> の設置〈福祉保健医療部医療活動支援班〉				□ <u>保健医療福祉調整本部</u> の設置〈福祉保健医療部医療活動支援班・ <u>福祉保健衛生班</u> 〉			
(略)				(略)			
2 主な機関の救急医療活動				2 主な機関の救急医療活動			
機関名		発災 (緊急対策)	72 時間 (応急対策)	機関名		発災 (緊急対策)	72 時間 (応急対策)
県	福祉保健部	○ <u>災害医療対策本部</u> （DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等）の設置	→	県	福祉保健部	○ <u>保健医療福祉調整本部</u> （DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等）の設置	→
		○医療情報の収集及び提供				○医療情報の収集及び提供	
県	福祉保健部	○大分DMAT及び医療救護班への出動要請	→	県	福祉保健部	○大分DMAT及び医療救護班への出動要請	→
		○災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターの <u>災害医療対策本部</u> （DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等）への出動要請				○災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターの <u>保健医療福祉調整本部</u> （DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等）への出動要請	
県	福祉保健部	○災害時小児周産期リエゾンの <u>災害医療対策本部</u> への出動要請（必要に応じて）	→	県	福祉保健部	○災害時小児周産期リエゾンの <u>保健医療福祉調整本部</u> への出動要請（必要に応じて）	→
		○災害派遣精神医療チーム（DPAT）隊員への出動要請及び厚生労働省への他県DPAT派遣要請（必要に応じて）				○災害派遣精神医療チーム（DPAT）隊員への出動要請及び厚生労働省への他県DPAT派遣要請（必要に応じて）	
県	福祉保健部	○医薬品・医療資器材等の確保	→	県	福祉保健部	○医薬品・医療資器材等の確保	→
		○県外のDMAT及び医療救護班の出動要請				○県外のDMAT及び医療救護班の出動要請	
県	福祉保健部	○県外の医療機関に負傷者等の受入要請	→	県	福祉保健部	○県外の医療機関に負傷者等の受入要請	→
		○広域医療搬送のためのSCUの設置要請				○広域医療搬送のためのSCUの設置要請	

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前				改正後			
	保健所	☐ 医療情報の収集及び提供 ☐ 医療機関の被災状況等の現地確認 ☐ 被災地内における医療救護活動の調整	→		保健所	☐ 医療情報の収集及び提供 ☐ 医療機関の被災状況等の現地確認 ☐ 被災地内における医療救護活動の調整	→
	市町村	☐ 医療救護所の設置 ☐ 地域の医療提供体制の確保 ☐ 医療救護班の受入・調整 ☐ 医薬品・医療資器材等の確保	→		市町村	☐ 医療救護所の設置 ☐ 地域の医療提供体制の確保 ☐ 医療救護班の受入・調整 ☐ 医薬品・医療資器材等の確保	→
	日本赤十字社 大分県支部	☐ 医療救護活動の実施	→		日本赤十字社 大分県支部	☐ 医療救護活動の実施	→
	災害拠点病院	☐ 重症患者等の受入・地域医療搬送	→		災害拠点病院	☐ 重症患者等の受入・地域医療搬送	→
	大分 DMAT 指定病院	☐ 被災地でのDMAT活動 ☐ 災害医療対策本部での活動	→		大分 DMAT 指定病院	☐ 被災地でのDMAT活動 ☐ 保健医療福祉調整本部での活動	→
	大分県医師会	☐ 医療救護活動の実施	→		大分県医師会	☐ 医療救護活動の実施	→
	大分大学医学部 附属病院	☐ 医療救護活動の実施	→		大分大学医学部 附属病院	☐ 医療救護活動の実施	→
	大分県看護協会	☐ 災害看護活動の実施	→		大分県看護協会	☐ 災害看護活動の実施	→
	大分県薬剤師会	☐ 医療救護活動の実施	→		大分県薬剤師会	☐ 医療救護活動の実施	→
	大分県歯科医師会	☐ 医療救護活動の実施	→		大分県歯科医師会	☐ 医療救護活動の実施	→

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前			改正後		
大分災害リハビリテーション推進協議会	○リハビリテーション支援活動の実施 (※ 活動開始時期 (→) は72時間以降)		大分災害リハビリテーション推進協議会	○リハビリテーション支援活動の実施 (※ 活動開始時期 (→) は72時間以降)	
(略)			(略)		
4 救急医療活動の実施			4 救急医療活動の実施		
(1) <u>災害医療対策本部</u> の設置			(1) <u>保健医療福祉調整本部</u> の設置		
福祉保健医療部医療活動支援班は、県庁内に <u>災害医療対策本部</u> （DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部、DPAT調整本部等）を設置し、収集した医療情報を活用し、医療救護活動の調整等を行う。			福祉保健医療部医療活動支援班・ <u>福祉保健衛生班</u> は、県庁内に <u>保健医療福祉調整本部</u> （DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部、DPAT調整本部等）を設置し、収集した医療情報を活用し、医療救護活動の調整等を行う。		
(略)			(略)		
(3) 災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班等の派遣			(3) 災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班等の派遣		
(略)			(略)		
ハ 福祉保健医療部医療活動支援班は、大分DMAT指定病院に対し、予め登録した超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの、また、大分県薬剤師会に対し、予め登録した災害薬事コーディネーターの、県庁（ <u>災害医療対策本部</u> （DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等））への派遣を要請する。			ハ 福祉保健医療部医療活動支援班は、大分DMAT指定病院に対し、予め登録した超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの、また、大分県薬剤師会に対し、予め登録した災害薬事コーディネーターの、県庁（ <u>保健医療福祉調整本部</u> （DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等））への派遣を要請する。		
ニ 福祉保健医療部医療活動支援班は、必要に応じて、予め登録した災害時小児周産期リエゾンの所属する病院に対し、災害時小児周産期リエゾンの県庁（ <u>災害医療対策本部</u> （DMAT調整本部））への派遣を要請する。			ニ 福祉保健医療部医療活動支援班は、必要に応じて、予め登録した災害時小児周産期リエゾンの所属する病院に対し、災害時小児周産期リエゾンの県庁（ <u>保健医療福祉調整本部</u> （DMAT調整本部等））への派遣を要請する。		
(略)			(略)		
(6) 広域的な緊急救急医療活動の調整			(6) 広域的な緊急救急医療活動の調整		

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
(略) ハ 福祉保健医療部医療活動支援班は、県内において重症患者等を受け入れる医療機関が不足する場合、九州・山口各県や厚生労働省に対し受け入れを要請する。 (略) 6 関係機関が実施する措置 (略) (3) 大分DMAT指定病院の措置 イ 大分DMAT指定病院は、福祉保健医療部医療活動支援班からの要請に基づき、大分DMATを被災地又はSCUに派遣する。また、予め登録している災害医療コーディネーターを<u>災害医療対策本部</u>（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等）に派遣する。 ロ 大分DMATは、被災地での現場活動、病院支援、広域医療搬送の支援等を行う。 ハ 予め登録され、<u>災害医療対策本部</u>（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等）に派遣された災害医療コーディネーターは、県とともに超急性期における医療救護活動を統括し、医療救護活動を実施するために必要な調整を行う。 第6節 消防活動 2 市町村における消防活動 (1) 消防活動は、市町村（消防機関）が、市町村地域防災計画及び消防計画	(略) ハ 福祉保健医療部医療活動支援班は、県内において重症患者等を受け入れる医療機関が不足する場合、九州・山口各県や厚生労働省に対し受け入れを要請する。 <u>ニ 福祉保健医療部医療活動支援班は、陸上の医療機能がひっ迫していると判断した場合、国に対し船舶を活用した医療活動を要請する。</u> (略) 6 関係機関が実施する措置 (略) (3) 大分DMAT指定病院の措置 イ 大分DMAT指定病院は、福祉保健医療部医療活動支援班からの要請に基づき、大分DMATを被災地又はSCUに派遣する。また、予め登録している災害医療コーディネーターを<u>保健医療福祉調整本部</u>（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等）に派遣する。 ロ 大分DMATは、被災地での現場活動、病院支援、広域医療搬送の支援等を行う。 ハ 予め登録され、<u>保健医療福祉調整本部</u>（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等）に派遣された災害医療コーディネーターは、県とともに超急性期における医療救護活動を統括し、医療救護活動を実施するために必要な調整を行う。 第6節 消防活動 2 市町村における消防活動 (1) 消防活動は、市町村（消防機関）が、市町村地域防災計画及び消防計画

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
の定めるところにより実施する。 第4章 被災者の保護・救護のための活動 第1節 避難所運営活動 〔避難所が開設された場合の、本節に基づく各防災関係機関の主要な活動〕 (略) ○避難生活者の保護・救援 □医療救護班等の派遣・調整<市町村、福祉保健医療部医療活動支援班> □<u>保健活動チーム</u>の派遣・調整<市町村、福祉保健医療部福祉保健衛生班> □災害派遣福祉チームの派遣・調整<市町村、福祉保健医療部福祉保健衛生班> □し尿・ごみ処理<市町村> (略) 1 避難所運営の責任体制 避難所の運営は、第一順位としては市町村が行う(災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく。)。市町村は避難所等に避難してきた者は住民票の有無等に関わらず適切に受け入れを行う。県は、市町村の活動状況を把握し適切な支援を行う。その他の防災関係機関は、避難所の適切な運営管理のため、市町村及び県から要請があった場合には、積極的に協力する。 市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国(内閣府等)に共有するよう努めるものとする。 (略)	の定めるところにより実施する。<u>なお、消防計画の策定等に際しては、津波時の浸水想定を勘案するよう努めるものとする。</u> 第4章 被災者の保護・救護のための活動 第1節 避難所運営活動 〔避難所が開設された場合の、本節に基づく各防災関係機関の主要な活動〕 (略) ○避難生活者の保護・救援 □医療救護班等の派遣・調整<市町村、福祉保健医療部医療活動支援班> □<u>保健師等チーム</u>の派遣・調整<市町村、福祉保健医療部福祉保健衛生班> □災害派遣福祉チームの派遣・調整<市町村、福祉保健医療部福祉保健衛生班> □し尿・ごみ処理<市町村> (略) 1 避難所運営の責任体制 避難所の運営は、第一順位としては市町村が行う(災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく。)。市町村は避難所等に避難してきた者は住民票の有無等に関わらず適切に受け入れを行う。県は、市町村の活動状況を把握し適切な支援を行う。その他の防災関係機関は、避難所の適切な運営管理のため、市町村及び県から要請があった場合には、積極的に協力する。 市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等<u>とともに指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ID</u>を適切に県に報告し、県は、その情報を国(内閣府等)に共有するよう努めるものとする。 (略)

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
3 避難所における感染症対策 (略) (2) 避難先の検討・確保 (略) 併せて、<u>平常時</u>から、避難所のレイアウトや動線等を確認し、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じる。 (略) (4) 避難者の受入れ体制の確立 (略) 県は、市町村からの要請に応じて、<u>保健師等で構成する保健活動チーム</u>を派遣するとともに、各種団体等から参集する<u>保健活動チーム</u>が円滑に活動できるよう調整する。 (略) (6) 感染症対策に配慮した避難所運営訓練の実施 県は、市町村や自主防災組織が感染症対策に配慮した避難所の開設・運営が円滑にできるよう、市町村との共同により、市町村職員や自主防災組織を対象とした避難所運営訓練等を実施する。	3 避難所における感染症対策 (略) (2) 避難先の検討・確保 (略) 併せて、<u>平時</u>から、避難所のレイアウトや動線等を確認し、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じる。<u>特に、避難所が学校の場合は、学校薬剤師に助言を求める。</u> (略) (4) 避難者の受入れ体制の確立 (略) 県は、市町村からの要請に応じて、<u>保健師等チーム</u>を派遣するとともに、各種団体等から参集する<u>保健医療福祉活動チーム</u>が円滑に活動できるよう調整する。 (略) (6) 感染症対策に配慮した避難所運営訓練の実施 県は、市町村や自主防災組織が感染症対策に配慮した避難所の開設・運営が円滑にできるよう、市町村との共同により、市町村職員や自主防災組織を対象とした避難所運営訓練等を<u>必要に応じて</u>実施する。
5 避難所の運営管理 (1) 避難所の運営管理体制の確立 市町村は、避難所の開設後早期に、避難施設の施設責任者、避難住民代表者（町内会・自治会長等）と協議して、避難所の運営管理チームを設け、運営管理に協力を依頼する。避難者は、先ず隣保班や居住域等により自主的に「班」をつくり、各班で話し合っ「班長」を決めていくことが、その後の食	5 避難所の運営管理 (1) 避難所の運営管理体制の確立 市町村は、避難所の開設後早期に、避難施設の施設責任者、避難住民代表者（町内会・自治会長等）と協議して、避難所の運営管理チームを設け、運営管理に協力を依頼する。避難者は、先ず隣保班や居住域等により自主的に「班」をつくり、各班で話し合っ「班長」を決めていくことが、その後の食料や水

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
料や水等の配給・分配をスムーズに行い、避難所内でのトラブルを防ぐものとなる。 (略) (3) 避難所での食料・水・生活必需品の配布 県は、支援物資が避難所までスムーズに行き届くよう、国、県、市町村及び民間事業者等の役割分担を明確化する。また、避難所ごとのニーズを的確に把握し、タブレット端末を利用してスムーズな集計を行うなど、市町村と連携を図りながら<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用して備蓄する物資・資機材の供給・調達・輸送に関し情報共有を図る。 (略) (5) 避難住民の健康への配慮 県及び市町村は、避難者の健康管理のため、<u>保健活動チーム</u>を派遣するとともに、各種団体に災害支援チーム（JDA-DAT 等）の派遣要請を行い、常に避難住民の健康管理を行うとともに、公衆衛生ニーズを把握する。 (略) (6) 避難所の生活環境への配慮 市町村は、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、簡易トイレ（洋式）・携帯トイレの備蓄など、災害・断水時のトイレを確保するとともに、清掃等衛生環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。 さらに、避難所開設当初からパーテーションや段ボールベッドを設置するよう努める。特に避難の長期化等に伴い必要に応じてプライバシーの確保や暑さ寒さ対策、身体の負担軽減等につながる段ボールベッド等の確保、入浴及び洗濯の機会の確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。	等の配給・分配をスムーズに行い、避難所内でのトラブルを防ぐものとなる。 <u>また、県は、こうした避難所のルールづくり等、避難所運営を支援する「避難所運営コーディネーター」を養成する。</u> (略) (3) 避難所での食料・水・生活必需品の配布 県は、支援物資が避難所までスムーズに行き届くよう、国、県、市町村及び民間事業者等の役割分担を明確化する。また、避難所ごとのニーズを的確に把握し、タブレット端末を利用してスムーズな集計を行うなど、市町村と連携を図りながら<u>新物資システム（B-P1o）</u>を活用して備蓄する物資・資機材の供給・調達・輸送に関し情報共有を図る。 (略) (5) 避難住民の健康への配慮 県及び市町村は、避難者の健康管理のため、<u>保健師等チーム</u>を派遣するとともに、各種団体に災害支援チーム（JDA-DAT 等）の派遣要請を行い、常に避難住民の健康管理を行うとともに、公衆衛生ニーズを把握する。 (略) (6) 避難所の生活環境への配慮 市町村は、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、簡易トイレ（洋式）・携帯トイレの備蓄に<u>加え、トイレカーの導入を検討する</u>など、災害・断水時のトイレを確保するとともに、清掃等衛生環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。 さらに、避難所開設当初からパーテーションや段ボールベッドを設置するよう努める。特に避難の長期化等に伴い必要に応じてプライバシーの確保や暑さ寒さ対策、身体の負担軽減等につながる段ボールベッド等の確保、入浴及び洗濯

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
県は、市町村からの要請に応じて、避難所における保健衛生ニーズの有無を把握するため、<u>保健師等で構成する保健活動チーム</u>を派遣するとともに、各種団体等から参集する<u>保健活動チーム</u>が円滑に活動できるよう調整する。 市町村は、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 (7) 女性の視点からの避難所運営 避難所の運営、レイアウト等にあたっては、次のような工夫を図り、女性の特性等に配慮する。 (略) ホ 仮設トイレの設置等の避難所のレイアウトにおいては、女性や<u>子</u>どもの安全・安心に配慮した場所や通路、夜間の照明の確保に努める。また、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布も努める。 ヘ 女性や<u>子</u>どもへの暴力を防止し、心身の健康を守るために、専用の相談窓口の設置に努める。 (略) 6 避難生活者の保護・救援 (略) (2) <u>保健活動チーム</u>の派遣・調整 県は、市町村からの要請に応じて、避難所における保健衛生ニーズの有無を把握するため<u>保健活動チーム</u>を派遣するとともに、各種団体等から参集する<u>保健活動</u>	の機会の確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。 県は、市町村からの要請に応じて、避難所における保健衛生ニーズの有無を把握するため、<u>保健活動チーム</u>を派遣するとともに、各種団体等から参集する<u>保健医療福祉活動チーム</u>が円滑に活動できるよう調整する。 市町村は、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。<u>また、避難所の生活環境に配慮するため、キッチンカーやトイレカーの派遣により市町村を支援する。</u> (7) 女性の視点からの避難所運営 避難所の運営、レイアウト等にあたっては、次のような工夫を図り、女性の特性等に配慮する。 (略) ホ 仮設トイレの設置等の避難所のレイアウトにおいては、女性や<u>こ</u>どもの安全・安心に配慮した場所や通路、夜間の照明の確保に努める。また、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布も努める。 ヘ 女性や<u>こ</u>どもへの暴力を防止し、心身の健康を守るために、専用の相談窓口の設置に努める。 (略) 6 避難生活者の保護・救援 (略) (2) <u>保健医療福祉活動チーム</u>の派遣・調整 県は、市町村からの要請に応じて、避難所における保健衛生ニーズの有無を把握するため<u>保健師等チーム</u>を派遣するとともに、各種団体等から参集する<u>保健医</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
<u>チーム</u>が円滑に活動できるよう調整する。 (3) 災害派遣福祉チームの派遣・調整 県は、大規模災害の発生時、市町村からの要請に応じて、避難者の福祉ニーズの把握や要配慮者の支援等を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）を派遣する。 (略) 8 広域一時滞在 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した時は、県や受入先の市町村と以下のとおり調整を行うものとする。 (略) 第2節 避難所外被災者の支援 3 避難所外被災者への情報伝達活動 (略) さらに、市町村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。	<u>療福祉活動チーム</u>が円滑に活動できるよう調整する。 (3) 災害派遣福祉チームの派遣・調整 県は、大規模災害の発生時、市町村からの要請に応じて、<u>避難所や在宅、車中泊等</u>避難者の福祉ニーズの把握や要配慮者の支援等を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）を派遣する。 (略) 8 広域一時滞在 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した時は、県や受入先の市町村と以下のとおり調整を行うものとする。 <u>・被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u> 第2節 避難所外被災者の支援 3 避難所外被災者への情報伝達活動 (略) さらに、市町村は、<u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置づけられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、</u>在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
4 車中泊避難者への支援 やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊避難を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊者の支援に必要な物資の備蓄に努める。	4 車中泊避難者への支援 やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊避難を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊者の支援に必要な物資の備蓄に努める。 <u>また、県は要配慮者の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWAT）を派遣する。</u>
5 食料・物資の供給 県及び市町村は、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、早期に孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に努める。	5 食料・物資の供給 県及び市町村は、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、<u>大規模災害に伴う孤立集落等対策指針に基づき</u>、関係機関との連携により、早期に孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に努める。
6 巡回健康相談の実施 県及び市町村は、避難所外被災者に対しても、健康管理のため、<u>保健活動チーム</u>を派遣し、巡回して健康相談を行うとともに、保健衛生ニーズを把握する。 （略）	6 巡回健康相談の実施 県及び市町村は、避難所外被災者に対しても、健康管理のため、<u>保健師等チーム</u>を派遣し、巡回して健康相談を行うとともに、保健衛生ニーズを把握する。 （略）
第3節 食料供給	第3節 食料供給
1 食料の供給責任体制 （略） （3）県における食料供給の実施 市町村のみでは食料供給が困難と判断された場合、県は以下の措置をとる。	1 食料の供給責任体制 （略） （3）県における食料供給の実施 市町村のみでは食料供給が困難と判断された場合、県は以下の措置をとる。

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
イ 所要品目、量、運搬ルート等の情報管理 支援物資部支援物資班は、備蓄物資などの支援物資を供給する基本計画を作成する。また、支援物資部支援物資班は、総合調整室応急対策調整班、通信輸送部通信・輸送班との情報共有を図りながら、具体的な供給内容や供給方法を決定・調整する。 なお、情報の集約に当たっては、自衛隊、消防、避難所、ボランティア、運送業者等と連携して被災者のニーズを迅速に把握するよう努めるとともに、集約した情報は、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用して、関係機関で共有する。 第4節 給水 本節は、災害による断水のため、現に飲料水及び生活用水を得ることができない者に対する給水に関する事項について定めるものである。 〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕 （略） 市町村で給水が困難な場合 ○所要量、運搬ルート等の情報管理（支援物資部、通信輸送部通信・輸送班） （略） ○給水班の総合調整＜支援物資部＞ （略） ○<u>厚生労働省</u>、日本水道協会等への応援要請＜総務班＞ （略）	イ 所要品目、量、運搬ルート等の情報管理 支援物資部支援物資班は、備蓄物資などの支援物資を供給する基本計画を作成する。また、支援物資部支援物資班は、総合調整室応急対策調整班、通信輸送部通信・輸送班との情報共有を図りながら、具体的な供給内容や供給方法を決定・調整する。 なお、情報の集約に当たっては、自衛隊、消防、避難所、ボランティア、運送業者等と連携して被災者のニーズを迅速に把握するよう努めるとともに、集約した情報は、<u>新物資システム（B-P1o）</u>を活用して、関係機関で共有する。 第4節 給水 本節は、災害による断水のため、現に飲料水及び生活用水を得ることができない者に対する給水に関する事項について定めるものである。 〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕 （略） 市町村で給水が困難な場合 ○所要量、運搬ルート等の情報管理（支援物資部、<u>被災者救援部</u>、通信輸送部通信・輸送班） （略） ○給水班の総合調整＜支援物資部、<u>被災者救援部</u>、<u>総務班</u>＞ （略） ○<u>国土交通省</u>、日本水道協会等への応援要請＜総務班、<u>被災者救援部</u>＞ （略）

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
2 給水活動の流れ (略) (3) 県における給水の実施 <u>支援物資部食糧班</u>は、被災地域への応急給水について、総合的な調整及び指導を行う。 (略) ロ 給水等 (イ) 給水の総合調整 支援物資部は給水について、被災地への総合的な調整を行う。 (略) (ホ) 国土交通省、日本水道協会、大分県薬剤師会等への応援要請総務班が行う。 3 給水の方法 (略) (2) 生活用水 <u>イ 学校プールその他適当な場所への貯水</u> <u>ロ 災害時協力井戸による給水</u> <u>ハ 浄水剤の支給による給水</u> 第6節 医療活動 (略)	2 給水活動の流れ (略) (3) 県における給水の実施 <u>支援物資部、被災者救援部</u>は、被災地域への給水について、相互連携のもと調整を行う。 (略) ロ 給水等 (イ) 給水の総合調整 支援物資部、<u>被災者救援部は被災地域へ</u>の給水について、<u>相互連携のもと</u>被災地への総合的な調整を行う。 (略) (ホ) 国土交通省、日本水道協会、大分県薬剤師会等への応援要請総務班、<u>被災者救援部</u>が行う。 3 給水の方法 (略) (2) 生活用水 <u>イ 給水車による給水</u> <u>ロ 学校プールその他適当な場所への貯水</u> <u>ハ 災害時協力井戸による給水</u> <u>ニ 浄水剤の支給による給水</u> 第6節 医療活動 (略) □<u>保健医療福祉調整本部</u>の設置＜福祉保健医療部医療活動支援班・<u>福祉保健衛</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編 第3部 各種災害対策

改正前	改正後
□<u>災害医療対策本部</u>の設置＜福祉保健医療部医療活動支援班＞ (略) 2 医療救護活動の実施 (1) <u>災害医療対策本部</u> 福祉保健医療部医療活動支援班は、超急性期からの医療活動を必要に応じ継続させる。また、急性期や慢性期における医療活動にスムーズに移行させるため、大分県医師会に対し、予め登録した急性期から慢性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの県庁（<u>災害医療対策本部</u>（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等））への派遣を要請し、超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの調整業務等を引き継ぐ。なお、必要に応じて災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターから医療救護活動について助言を得る。 (2) 医療救護班等の派遣・調整 福祉保健医療部医療活動支援班は、市町村から要請があったとき、又は、市町村が確保した医療支援チームでは十分な医療活動が実施できないと判断したときには、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、大分県歯科医師会及び大分大学医学部附属病院へ医療救護班の派遣を要請するほか、大分県看護協会、大分県薬剤師会及び大分災害リハビリテーション推進協議会等に対し支援チームの編成・派遣を要請する。	<u>生班</u>＞ (略) 2 医療救護活動の実施 (1) <u>保健医療福祉調整本部</u> <u>福祉保健医療部医療活動支援班・福祉保健衛生班は、保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うため、保健医療福祉調整本部を設置する。</u> 福祉保健医療部医療活動支援班は、超急性期からの医療活動を必要に応じ継続させる。また、急性期や慢性期における医療活動にスムーズに移行させるため、大分県医師会に対し、予め登録した急性期から慢性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの県庁（<u>保健医療福祉調整本部</u>（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等））への派遣を要請し、超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの調整業務等を引き継ぐ。なお、必要に応じて災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターから医療救護活動について助言を得る。 (2) 医療救護班等の派遣・調整 福祉保健医療部医療活動支援班は、市町村から要請があったとき、又は、市町村が確保した医療支援チームでは十分な医療活動が実施できないと判断したときには、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、大分県歯科医師会及び大分大学医学部附属病院へ医療救護班の派遣を要請するほか、大分県看護協会、大分県薬剤師会及び大分災害リハビリテーション推進協議会等に対し支援チームの編成・派遣を要請する。<u>また、必要に応じ、政府本部に対し、被災地域内の港湾における船舶を活用した医療活動を要請する。</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
(3) 医療救護班の調整 <u>災害医療対策本部</u>に派遣された災害医療コーディネーターは被災地内の圏域間等における医療救護班の派遣調整等を行う。 地区対策本部保健所班、郡市医師会及び市町村は、連携して被災地内の医療救護班の調整等を行う。 第7節 保健衛生活動 (略) [保健衛生活動が必要となった場合の、本節に基づく県の主要な活動] (略) ○被災地での公衆衛生ニーズの把握 ☐避難所等を含む被災地における公衆衛生ニーズの把握<福祉保健医療部福祉保健衛生班、地区災害対策本部保健所班> ☐災害時健康危機管理支援チームの派遣<福祉保健医療部福祉保健衛生班> ○保健衛生活動の実施<地区災害対策本部保健所班> ☐各種支援チームの受入れ及び活動調整 (略) 2 保健衛生活動の実施体制 (1) 被災地での公衆衛生ニーズの把握 県は、必要に応じて市町村災害対策本部に職員を派遣する等、市町村と連携して以下の保健衛生ニーズを把握する。	(3) 医療救護班の調整 <u>保健医療福祉調整本部</u>に派遣された災害医療コーディネーターは被災地内の圏域間等における医療救護班の派遣調整等を行う。 地区対策本部保健所班、郡市医師会及び市町村は、連携して被災地内の医療救護班の調整等を行う。 第7節 保健衛生活動 (略) [保健衛生活動が必要となった場合の、本節に基づく県の主要な活動] (略) ○被災地での公衆衛生ニーズの把握 ☐避難所等を含む被災地における公衆衛生ニーズの把握<福祉保健医療部福祉保健衛生班、地区災害対策本部保健所班> ☐災害時健康危機管理支援チーム <u>(DHEAT)</u> の派遣<福祉保健医療部福祉保健衛生班> ○保健衛生活動の実施<<u>福祉保健医療部医療活動支援班・福祉保健衛生班、地区災害対策本部保健所班</u>> <u>☐保健医療福祉調整本部の設置</u> ☐各種支援チームの受入れ及び活動調整 (略) 2 保健衛生活動の実施体制 (1) 被災地での公衆衛生ニーズの把握 県は、必要に応じて市町村災害対策本部に職員を派遣する等、市町村と連携して以下の保健衛生ニーズを把握する。

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

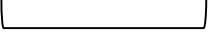
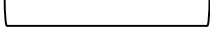
第3部 各種災害対策

改正前	改正後
また、福祉保健医療部福祉保健衛生班は、被災状況により必要と判断した場合は、被災地で地区災害対策本部保健所班が行う公衆衛生活動の支援のため、被災地域外から人員を選定し、災害時健康危機管理支援チームを編成し、被災地域に派遣する。 (略) (2) 保健衛生活動の体制整備 地区災害対策本部保健所班及び<u>災害時公衆衛生対策チーム</u>は、以下のような保健衛生活動の体制整備を行う。 (略) 3 保健衛生活動の実施 市町村は、被災地域において、以下の保健衛生活動を実施するが、被災市町村のみでは対応が困難と判断された場合あるいは市町村から県へ要請があった場合は、福祉保健医療部医療活動支援班及び福祉保健衛生班は、地区災害対策本部保健所班の職員を市町村保健衛生部局へ派遣し、市町村支援活動を実施する。 (1) 地区災害対策本部保健所班が実施する市町村支援活動は以下のとおりとする。 イ <u>各種支援チーム（保健活動チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の専門職）</u>の派遣要請	また、福祉保健医療部福祉保健衛生班は、被災状況により必要と判断した場合は、被災地で地区災害対策本部保健所班が行う公衆衛生活動の支援のため、被災地域外から人員を選定し、災害時健康危機管理支援チーム<u>(DHEAT)</u>を編成し、被災地域に派遣する。 (略) (2) 保健衛生活動の体制整備 地区災害対策本部保健所班及び<u>災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）</u>は、以下のような保健衛生活動の体制整備を行う。 (略) 3 保健衛生活動の実施 市町村は、被災地域において、以下の保健衛生活動を実施するが、被災市町村のみでは対応が困難と判断された場合あるいは市町村から県へ要請があった場合は、福祉保健医療部医療活動支援班及び福祉保健衛生班は、地区災害対策本部保健所班の職員を市町村保健衛生部局へ派遣し、市町村支援活動を実施する。 <u>なお、地区災害対策本部保健所班は必要に応じて地区保健医療福祉調整本部を設置し、被災市町村の活動を支援する。</u> (1) 地区災害対策本部保健所班が実施する市町村支援活動は以下のとおりとする。 イ <u>保健医療福祉活動チーム</u>の派遣要請

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
第11節 文教対策 6 文化財等の応急対策 (略) (2) 文化財の被災状況の調査、連絡体制は次のとおりとする。 所有者又は管理者⇄市町村<u>教育委員会</u>⇄大分県教育委員会⇄文化庁  国指定文化財等 (3) 文化財保護のための指導等 (略) ロ 大分県教育委員会は、県指定等の文化財について、市町村<u>教育委員会</u>と連携を取りながら搬出後の保管方法や応急措置等について指導を行うとともに、県費補助事業等による災害復旧に努める。	第11節 文教対策 6 文化財等の応急対策 (略) (2) 文化財の被災状況の調査、連絡体制は次のとおりとする。 所有者又は管理者⇄市町村⇄大分県教育委員会⇄文化庁  国指定文化財等 (3) 文化財保護のための指導等 (略) ロ 大分県教育委員会は、県指定等の文化財について、市町村と連携を取りながら搬出後の保管方法や応急措置等について指導を行うとともに、<u>県費補助事業</u>等による災害復旧に努める。

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
第5章 社会基盤の応急対策 第1節 電気・ガス・上下水道・通信の応急対策 1 応急対策の基本方針 電気、ガス、上下水道、通信に係る各事業者は、各々のBCPなど災害時対応計画に基づき、地震発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。県及び市町村その他の防災関係機関は、事業者から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。 2 災害発生時の連絡体制の確立 (1) 九州電力㈱大分支社、西日本電信電話㈱大分支店及び被災地の応急対策に関連するガス、上・下水道事業者は、県が災害対策本部を設置した場合には、県との連絡担当者を指定し逐次連絡が確保できる体制をとる。	第5章 社会基盤の応急対策 第1節 電気・ガス・上下水道・通信の応急対策 1 応急対策の基本方針 電気、ガス、上下水道、通信に係る各事業者は、各々のBCPなど災害時対応計画に基づき、地震発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。<u>また、上下水道システムの基幹施設等のほか宅内配管も迅速に復旧できるよう、上下水道一体となった対応に努める。</u>県及び市町村その他の防災関係機関は、事業者から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。 2 災害発生時の連絡体制の確立 (1) 九州電力㈱大分支店、NTT西日本㈱大分支店及び被災地の応急対策に関連するガス、上・下水道事業者は、県が災害対策本部を設置した場合には、県との連絡担当者を指定し逐次連絡が確保できる体制をとる。

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第4部 共通する災害復旧・復興

改正前	改正後
第3章 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立 2 被災者の生活再建支援等 県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。	第3章 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立 2 被災者の生活再建支援等 県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。 <u>国（総務省九州管区行政評価局、大分行政監視行政相談センター）は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第5部 各種災害対策

改正前	改正後
第1章 道路災害対策 第2節 道路災害予防 3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 (略) (3) 救助・救急及び医療(助産)救護 イ 県、市町村及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「風水害等対策編 第2部 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。 ロ 県及び市町村は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。 ハ 道路管理者は、救助・救急活動について、<u>平常時</u>から消防機関等との連携を強化しておくものとする。 (4) 消防力の強化 イ 道路管理者の取るべき措置 消防活動について、<u>平常時</u>から消防機関等との連携を強化しておくものとする。	第1章 道路災害対策 第2節 道路災害予防 3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 (略) (3) 救助・救急及び医療(助産)救護 イ 県、市町村及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「風水害等対策編 第2部 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。 ロ 県及び市町村は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。 ハ 道路管理者は、救助・救急活動について、<u>平時</u>から消防機関等との連携を強化しておくものとする。 (4) 消防力の強化 イ 道路管理者の取るべき措置 消防活動について、<u>平時</u>から消防機関等との連携を強化しておくものとする。

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第5部 各種災害対策

改正前	改正後
第2章 鉄道災害対策 第2節 鉄道災害予防 (3) 救助・救急及び医療救護 イ 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制整備に努めるとともに、救助・救急及び医療救護活動について、<u>平常時</u>から消防機関及び医療機関との連携を強化しておくものとする。 (略) (4) 防災体制の強化 イ 鉄軌道事業者のとりべき措置 火災による被害の拡大を最小限にとどめるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防活動等について、<u>平常時</u>から消防機関等との連携を強化しておくものとする。	第2章 鉄道災害対策 第2節 鉄道災害予防 (3) 救助・救急及び医療救護 イ 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制整備に努めるとともに、救助・救急及び医療救護活動について、<u>平時</u>から消防機関及び医療機関との連携を強化しておくものとする。 (略) (4) 防災体制の強化 イ 鉄軌道事業者のとりべき措置 火災による被害の拡大を最小限にとどめるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防活動等について、<u>平時</u>から消防機関等との連携を強化しておくものとする。

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第5部 各種災害対策

改正前	改正後
第3章 航空機災害対策 第2節 航空機災害予防 2 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 (略) (4) 消防力の強化 イ 大分空港事務所のとるべき措置 消防活動について、<u>平常時</u>から消防機関等との連携を強化しておくものとする。	第3章 航空機災害対策 第2節 航空機災害予防 2 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 (略) (4) 消防力の強化 イ 大分空港事務所のとるべき措置 消防活動について、<u>平時</u>から消防機関等との連携を強化しておくものとする。

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第5部 各種災害対策

改正前	改正後
第4章 海上災害対策 第2節 海上災害予防 3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 (略) (4) 防災体制の強化 イ 関係事業者の取るべき措置 海上災害による被害の拡大を最小限にとどめるため、危険物等の種類に応じた防除資機材の整備促進に努めるとともに、消防活動等について、<u>平常時</u>から大分海上保安部、消防機関等との連携強化に努めるものとする。	第4章 海上災害対策 第2節 海上災害予防 3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 (略) (4) 防災体制の強化 イ 関係事業者の取るべき措置 海上災害による被害の拡大を最小限にとどめるため、危険物等の種類に応じた防除資機材の整備促進に努めるとともに、消防活動等について、<u>平時</u>から大分海上保安部、消防機関等との連携強化に努めるものとする。

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第5部 各種災害対策

改正前	改正後
第6章 林野火災対策 第2節 林野火災予防 1 林野火災に強いまちづくり 林野火災予防対策の基本方針 市町村は、当該市町村の地勢、風土、気象条件等を考慮し必要と認める場合には、市町村消防計画及び市町村地域防災計画に林野火災対策計画を策定し、その推進を図るものとする。 (略) 2 林野火災に強い人づくり (略) (2) 防災知識の普及・啓発 イ 県は、<u>大分県山火事防止運動実施要領に基づき、山火事防止強調月間等</u>を通じて、九州森林管理局、市町村、林業関係機関、林業関係団体及び防災関係機関と協力して広報活動を行い、林野周辺住民及び入山者等の防災意識の啓発に努めるものとする。 (略) 3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 (略) (4) 消防力の強化 (略) ロ 市町村のとりべき対策 (略)	第6章 林野火災対策 第2節 林野火災予防 1 林野火災に強いまちづくり 林野火災予防対策の基本方針 市町村は、当該市町村の地勢、風土、気象条件等を考慮し必要と認める場合には、市町村消防計画及び市町村地域防災計画に林野火災対策計画を策定<u>するとともに、林野火災防御図等の整備に努めるなど、林野火災対策の</u>推進を図るものとする。 (略) 2 林野火災に強い人づくり (略) (2) 防災知識の普及・啓発 イ 県は、<u>山火事予防運動等</u>を通じて、九州森林管理局、市町村、林業関係機関、林業関係団体及び防災関係機関と協力して<u>インターネット等も活用しながら</u>広報活動を行い、林野周辺住民及び入山者等の防災意識の啓発に努めるものとする。 (略) 3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 (略) (4) 消防力の強化 (略) ロ 市町村のとりべき対策 (略)

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第5部 各種災害対策

改正前	改正後
(ロ)「消防力の<u>基準</u>」、「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利<u>等</u>の整備に努めるものとする。 第3節 林野火災応急対策 2 活動体制の確立 (4) 相互応援協力 イ 県は、大規模な林野火災が発生し、市町村から応援要請があり、必要があると認めるときは、「第3部 第2章 第7節 広域的な応援要請」により定められた応援の要請先に対して応援要請等を行うものとする。また、林野火災は、多数の消火人員を動員する必要があることから、火災の拡大に伴い当該市町村のみによっては消火できないと判断したときは、当該市町村の相互応援協定による応援状況を考慮しつつ、<u>他市町村に対して応援を指示するものとする。</u> ロ 市町村は、林野火災の規模が当該市町村の消防体制では十分な<u>応急措置の実施</u>が困難と認められる場合には、知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求めるものとする。 ハ 消防本部は、林野火災の規模が当該市町村の消防体制では十分な<u>応急措置の実施</u>が困難と認められる場合には、被災市町村との調整のうえ、県内消防本部による「大分県常備消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請するものとする。 3 搜索、救助・救急、医療救護及び消火活動 (略) (2) 消火活動	(ロ)「消防力の<u>整備指針</u>」、「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成するとともに、<u>林野火災を想定した</u>消防施設、消防設備、消防水利、<u>消防資機材</u>等の整備に努めるものとする。 第3節 林野火災応急対策 2 活動体制の確立 (4) 相互応援協力 イ 県は、大規模な林野火災が発生し、市町村から応援要請があり、必要があると認めるときは、「第3部 第2章 第7節 広域的な応援要請」により定められた応援の要請先に対して応援要請等を行うものとする。また、林野火災は、多数の消火人員を動員する必要があることから、火災の拡大に伴い当該市町村のみによっては消火できないと判断したときは、当該市町村の相互応援協定による応援状況を考慮しつつ、<u>代表消防機関等と協調して他市町村による応援について調整に努めるものとする。</u> ロ 市町村は、<u>林野火災に関する情報を速やかに情報共有するとともに</u>、林野火災の規模が当該市町村の消防体制では十分な<u>対応</u>が困難と認められる場合には、知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求めるものとする。 ハ 消防本部は、林野火災の規模が当該市町村の消防体制では十分な<u>対応</u>が困難と認められる場合には、被災市町村との調整のうえ、「大分県常備消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請するものとする。 3 搜索、救助・救急、医療救護及び消火活動 (略) (2) 消火活動

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第5部 各種災害対策

改正前	改正後
(略) ロ 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。 (略) ホ 県知事は、市町村長等の要請に基づき、防災航空隊、陸上自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請及び資機材、消火薬剤の輸送並びに要員の派遣等を要請する。 また、<u>保有する林野火災用消防資機材を市町村等へ貸し付けるものとする。</u>	(略) ロ 消防機関は、速やか、<u>かつ、的確</u>に火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。<u>また、活動終期にあつては確実に鎮火するため残火処理等を徹底するものとする。なお、消火活動に当たっては山間地特有の危険性を把握し、安全管理を徹底するものとする。</u> (略) ホ 県知事は、市町村長等の要請に基づき、防災航空隊、陸上自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請及び資機材、消火薬剤の輸送並びに要員の派遣等を要請する。 また、<u>ヘリコプターの運航調整等を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努めるものとする。</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第5部 各種災害対策

改正前	改正後
第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策 Ⅰ 放射性物質事故対策 第2節 放射性物質事故予防 2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (略) (4) 消防力の強化 イ 事業者の取るべき措置 放射性物質事故災害による被害の拡大を最小限に留めるため、消防活動等について、<u>平常時</u>から消防機関等との連携を強化しておくものとする。 Ⅱ 原子力災害対策 第2節 被害想定 1 本県周辺地域に立地する原子力発電所 〈対象となる原子力発電所〉 令和<u>3</u>年4月1日現在 発電所名 川内原子力発電所 所在地 鹿児島県薩摩川内市 第3節 原子力発電所事故事前対策 2 モニタリング体制の整備 (1) 環境放射線モニタリング体制の整備 県は、緊急時における原子力発電所施設からの放射性物質の放出による県内の環境への影響を把握するため、<u>平常時</u>から大気中の環境放射線モニタリングを実施し、緊急時における影響評価に用いるための比較データの収集、備蓄をするとともに、モニタリング設備・機器の維持、整備に努めるものとする。	第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策 Ⅰ 放射性物質事故対策 第2節 放射性物質事故予防 2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (略) (4) 消防力の強化 イ 事業者の取るべき措置 放射性物質事故災害による被害の拡大を最小限に留めるため、消防活動等について、<u>平時</u>から消防機関等との連携を強化しておくものとする。 Ⅱ 原子力災害対策 第2節 被害想定 1 本県周辺地域に立地する原子力発電所 〈対象となる原子力発電所〉 令和<u>7</u>年4月1日現在 発電所名 川内原子力発電所 所在地 鹿児島県薩摩川内市<u>久見崎町字片平山 1765-3</u> 第3節 原子力発電所事故事前対策 2 モニタリング体制の整備 (1) 環境放射線モニタリング体制の整備 県は、緊急時における原子力発電所施設からの放射性物質の放出による県内の環境への影響を把握するため、<u>平時</u>から大気中の環境放射線モニタリングを実施し、緊急時における影響評価に用いるための比較データの収集、備蓄をするとともに、モニタリング設備・機器の維持、整備に努めるものとする。

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第5部 各種災害対策

改正前	改正後
県内におけるモニタリングポスト設置状況は以下のとおりであり、測定値はリアルタイムで<u>平常時</u>から自動的にW e bに表示されている。 4 医療及び健康相談体制の整備（危機管理室、感染症対策課、医療政策課、薬務室） 5 原子力災害に関する住民等への知識の普及・啓発（危機管理室） （略） へ 屋内退避など緊急時にとるべき行動に関すること。 <u>ト</u> その他原子力防災に関すること。 第4節 原子力発電所事故応急対策 2 住民等への情報伝達（総合調整室情報収集班・応急対策調整班、広報・情報発信班） （1）住民等への情報伝達活動 県及び市町村は、放射性物質の影響が五感に感じられない<u>と言う</u>原子力災害の特殊性に鑑み、住民の心理的動揺や混乱を未然に防止し、又は軽減するため、正確かつわかりやすい情報の速やかな伝達と公表、広報活動を行う。 4 緊急時モニタリングの実施（総合調整室原子力災害対策班） 原子力災害が発生した場合に、国（原子力規制委員会）は緊急時モニタリング計画を定め、立地県、原子力事業者等とともに原子力施設周辺及びUPZ <u>（概ね30km）圏域</u>内において、緊急時モニタリングを実施するとしている。	県内におけるモニタリングポスト設置状況は以下のとおりであり、測定値はリアルタイムで<u>平時</u>から自動的にW e bに表示されている。 4 医療及び健康相談体制の整備（危機管理室、<u>健康政策</u>・感染症対策課、医療政策課、薬務室） 5 原子力災害に関する住民等への知識の普及・啓発（危機管理室） （略） へ 屋内退避など緊急時にとるべき行動に関すること。 <u>ト 安定ヨウ素剤の服用の効果等に関すること。</u> <u>チ</u> その他原子力防災に関すること。 第4節 原子力発電所事故応急対策 2 住民等への情報伝達（総合調整室情報収集班・応急対策調整班、広報・情報発信班） （1）住民等への情報伝達活動 県及び市町村は、放射性物質の影響が五感に感じられない原子力災害の特殊性に鑑み、住民の心理的動揺や混乱を未然に防止し、又は軽減するため、正確かつわかりやすい情報の速やかな伝達と公表、広報活動を行う。 4 緊急時モニタリングの実施（総合調整室原子力災害対策班） 原子力災害が発生した場合に、国（原子力規制委員会）は緊急時モニタリング計画を定め、立地県、原子力事業者等とともに原子力施設周辺及びUPZ内において、緊急時モニタリングを実施するとしている。

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第5部 各種災害対策

改正前	改正後
第5節 原子力災害中長期対策 (略) (2) 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 県は、原子力緊急事態解除宣言後、国及び関係機関と協力して継続的に環境放射線モニタリング及び農林水産物等の放射性物質モニタリング検査を行い、その結果を速やかに公表するものとする。その後、<u>平常時</u>の環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。	第5節 原子力災害中長期対策 (略) (2) 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 県は、原子力緊急事態解除宣言後、国及び関係機関と協力して継続的に環境放射線モニタリング及び農林水産物等の放射性物質モニタリング検査を行い、その結果を速やかに公表するものとする。その後、<u>平時</u>の環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第5部 各種災害対策

改正前	改正後
第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策 Ⅱ 原子力災害対策 第2節 被害想定 (略) 1 本県周辺地域に立地する原子力発電所 〈対象となる原子力発電所〉 令和<u>3</u>年4月1日現在 発電所名 川内原子力発電所 所在地 鹿児島県薩摩川内市 第3節 原子力発電所事故事前対策 4 医療及び健康相談体制の整備（危機管理室、感染症対策課、医療政策課、薬務室） 5 原子力災害に関する住民等への知識の普及・啓発（危機管理室） (略) へ 屋内退避など緊急時にとるべき行動に関すること。 <u>ト</u> その他原子力防災に関すること。 第4節 原子力発電所事故応急対策 2 住民等への情報伝達（総合調整室情報収集班・応急対策調整班、広報・情報発信班） (1) 住民等への情報伝達活動 県及び市町村は、放射性物質の影響が五感に感じられない<u>と言う</u>原子力災害の特殊性に鑑み、住民の心理的動揺や混乱を未然に防止し、又は軽減するた	第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策 Ⅱ 原子力災害対策 第2節 被害想定 (略) 1 本県周辺地域に立地する原子力発電所 〈対象となる原子力発電所〉 令和<u>7</u>年4月1日現在 発電所名 川内原子力発電所 所在地 鹿児島県薩摩川内市<u>久見崎町字片平山 1765-3</u> 第3節 原子力発電所事故事前対策 4 医療及び健康相談体制の整備（危機管理室、<u>健康政策</u>・感染症対策課、医療政策課、薬務室） 5 原子力災害に関する住民等への知識の普及・啓発（危機管理室） (略) へ 屋内退避など緊急時にとるべき行動に関すること。 <u>ト 安定ヨウ素剤の服用の効果等に関すること。</u> <u>チ</u> その他原子力防災に関すること。 第4節 原子力発電所事故応急対策 2 住民等への情報伝達（総合調整室情報収集班・応急対策調整班、広報・情報発信班） (1) 住民等への情報伝達活動 県及び市町村は、放射性物質の影響が五感に感じられない原子力災害の特殊性に鑑み、住民の心理的動揺や混乱を未然に防止し、又は軽減するため、正

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第5部 各種災害対策

改正前	改正後
め、正確かつわかりやすい情報の速やかな伝達と公表、広報活動を行う。 4 緊急時モニタリングの実施(総合調整室原子力災害対策班) 原子力災害が発生した場合に、国（原子力規制委員会）は緊急時モニタリング計画を定め、立地県、原子力事業者等とともに原子力施設周辺及びUPZ <u>(概ね 30km) 圏域</u>内において、緊急時モニタリングを実施するとしてい	確かつわかりやすい情報の速やかな伝達と公表、広報活動を行う。 4 緊急時モニタリングの実施(総合調整室原子力災害対策班) 原子力災害が発生した場合に、国（原子力規制委員会）は緊急時モニタリング計画を定め、立地県、原子力事業者等とともに原子力施設周辺及びUPZ 内において、緊急時モニタリングを実施するとしている。

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第5部 各種災害対策

改正前	改正後
第8章 危険物等災害対策 第2節 危険物等災害予防 3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (略) (4) 消防力の強化 イ 事業者の取るべき措置 危険物等災害による被害の拡大を最小限に留めるため、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄など資機材の整備促進に努めるとともに、消防活動等について、<u>平常時</u>から消防機関等との連携を強化しておくものとする。	第8章 危険物等災害対策 第2節 危険物等災害予防 3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (略) (4) 消防力の強化 イ 事業者の取るべき措置 危険物等災害による被害の拡大を最小限に留めるため、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄など資機材の整備促進に努めるとともに、消防活動等について、<u>平時</u>から消防機関等との連携を強化しておくものとする。